

鉄道利用促進対策補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、J R小浜線等の鉄道を利用する団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、J R小浜線の利用促進と町の活性化を図ることを目的とする。

(補助金対象者)

第2条 補助金交付の対象者は、町内に住所を有する者、若しくは町内の事業所等に勤務しているものとする。

(補助金対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、8名以上で構成する団体等が、J R若狭和田駅、若しくはJ R若狭高浜駅で団体乗車券を購入し、J R鉄道を利用して旅行などを行う事業とする。ただし、次の各号に該当する場合は、対象外とする。

- (1) 学生団体及び特別企画の割引乗車券を利用した団体等の事業
- (2) 申請のあった年度の予算残額を超える事業
- (3) 他の補助金等の交付を受けて行われる事業

(補助額)

第4条 事業の補助率は、団体乗車券購入費(団体割引後の額)の50%とする。ただし、補助金の交付限度額は一人当たり片道400円、往復800円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体等の代表者は、鉄道利用促進補助金交付申請書兼請求書(別紙様式)に必要事項を記入し、団体乗車券を購入した駅(JR若狭和田駅、若しくはJ R若狭高浜駅)の購入証明を受けた上で、町長に提出するものとする。

(交付時期)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、申請者の指定する金融機関(郵便局は除く)に振り込むものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、鉄道利用促進に寄与すると町長が認めた場合にはその都度対応するものとし、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

鉄道利用促進対策補助金交付要綱細則

- 1 第2条の住所要件、ならびに第3条に掲げる8名以上で構成する団体等については、団体の代表者の住所要件のみを問うこととし、その他の構成員の住所要件は問わないものとする。
- 2 第5条に掲げる鉄道利用促進対策補助金申請書兼請求書は、総合政策課におくものとする。
- 3 団体乗車券を利用しようとする団体の代表者は、団体乗車券購入時に申請書に必要事項を記入の上、団体乗車券購入駅に申請書を提出し、発行駅の購入証明を必ず受けるものとする。購入証明のないものは無効とする。
- 4 証明を受けた申請者は団体乗車券利用後、1カ月以内に申請書を総合政策課窓口に出す。
- 5 第6条の補助金交付期日は、申請書を受理した日の翌月の末日までとする。

附 則

この細則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年11月1日から施行する。